

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	D Nホールディングス株式会社			コード	7377
提出日	2026/9/28	異動（予定）日	2026/9/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて、監査等委員である取締役の井上毅氏が監査等委委員ではない取締役に就任するため、監査等委員である取締役に欠員が生じることにより、補欠の監査等委員である取締役である山根正裕氏が監査等委員である取締役に就任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井上 毅	社外取締役	○													○		
2	佐野 みゆき	社外取締役	○													○		
3	山根 正裕	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	井上毅氏は、企業財務、会計の他、リスクマネジメント、組織や人材の管理運営、産業動向等幅広い知見と経験を有しており、客観的な立場から社外取締役の職務を適に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先などの出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	該当なし	佐野みゆき氏は、新規事業企画・事業開発、広報、M&A、人事・総務などの管理部門全般についての豊富な実績と経験を有しており、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただけるものと判断しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先などの出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定するものであります。
3	該当なし	山根正裕氏は、製造業、IPO準備企業、証券業、銀行業の監査業務に携わり、2013年の独立後は、法人および個人の税務申告、内部統制支援業務、買収企業の株価算定、医療法人、不動産特定共同事業法および非営利法人の監査業務に従事し、また、他社の社外監査役としての経験等を通して培った財務・会計および企業経営に関する知見を有しており、客観的な立場から社外取締役の職務を適に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先などの出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定するものであります。
4		
5		

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」を定めております。その要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。当社の定めた「独立性判断基準」の概要は、以下のとおりです。	
<独立性判断基準> 1. 現在、当社または当社の子会社の業務執行者であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて、当社または当社の子会社の業務執行者であってはならない。 2. 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかに於いて、下記3から5までに掲げる者であってはならない。 3. 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。 4. 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。 5. 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。 6. 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。 7. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。 8. 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。 9. 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。 10. 上記1から9までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。 11. 当社において、現任社外取締役の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。 12. その他、社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。

- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。